

安全で快適な道路に

皆さんが道路を安全で快適に利用できるように、市ではさまざまな助成を行っています。ぜひ、ご活用ください。

私道の整備費用を助成

生活環境の向上のため、公共的に利用されている私道の舗装と排水施設の整備を行う方に、必要な費用の一部を助成しています。



助成を受けるための主な要件

- ・通勤、通学、買い物など、一般の交通に使用されている私道
- ・私道の敷地所有者やほかの権利を有する者の同意が得られる
- ・私道に接続する道路が整備されている
- ・排水先が確保されている私道である
- ・工事に支障となる地下埋設物がない
- ・私道に接する斜面が工事に支障のない程度に保護されている
- ・私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住家屋が2軒以上ある(所有者が3親等内の親族の家屋は、1軒として扱います)

助成率

私道の状況	私道の幅員および居住家屋の軒数	助成率*
通り抜け道路	①最小幅員が2.7m以上	9割
	②最小幅員が2.7m未満	8割
行き止り道路	③最小幅員が2.7m以上、かつ私道に出入口を有する家屋が5軒以上	8割
	④最小幅員と家屋軒数のいずれかまたは双方が③の条件を下回る場合	6割

*いずれも800万円が上限

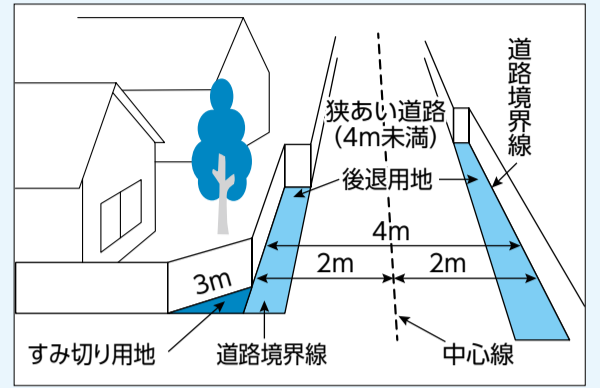
リーフレット 土木事務所、土木管理課、区役所地域振興課で配布
助成の要件に該当するかなど、詳しくは土木事務所にご相談ください。

☎土木事務所管理課

中央・美浜 ☎232-1151 花見川・稲毛 ☎257-8841
若葉 ☎306-0655 緑 ☎291-7121
土木管理課 ☎245-5387 ㊚245-5579

後退用地・すみ切り用地の寄付に対して助成金などを交付

狭あい道路を拡幅するため、後退用地やすみ切り用地の寄付に対し、助成金などを交付しています。出前講座も行っていますので、町内自治会などでご検討の際は、ご利用ください。



対象 幅員4メートル未満の市道

- 主な内容**
- ・後退用地やすみ切り用地にある門・塀などの撤去や樹木の移植に対して助成金を交付
 - ・すみ切り用地の寄付に対して奨励金を交付

*後退用地やすみ切り用地の整備などは市が行います。

リーフレット 建築指導課、区役所地域振興課、土木事務所で配布
申込方法など詳しくは、[千葉市 狭あい道路拡幅](#)

☎建築指導課 ☎245-5856 ㊚245-5888

垣根や枝が道路にでていませんか

垣根や枝が道路にはみ出していると、交通標識が見えにくくなるだけでなく、道路が狭くなり、通行の支障となります。また、台風などにより枝が折れたりしても、同様に通行の支障となります。敷地内にある垣根や樹木の枝は、剪定などをして所有者が適切に管理してください。



受付期間5/7(木)～6/1(月)

桜木霊園合葬墓の使用者募集

桜木霊園では、普通墓地や芝生墓地と異なり、一つの建物に多くの遺骨を一緒に埋蔵することで、承継の心配もない、新しい形態の墓地である合葬墓の使用者を募集します。

合葬墓に納骨された遺骨は、建物内に設置された納骨棚に使用許可後30年間安置した後、ほかの遺骨と合祀します。

申込対象 市内に1年以上(申込区分◎は1年以内でも可)継続して居住しており、現在、桜木霊園・平和公園の普通墓地または芝生墓地の使用許可を受けていない方(申込区分◎を除く)

使用料 1体7万円(施設の維持管理費を含む)

申込方法 5月7日(木)～6月1日(月)消印有効。申込みのしおり(5月7日(木)から、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、平和公園管理事務所、区役所地域振興課で配布)に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または直接持参。電子申請も可(5月7日(木)8:30～6月1日(月)17:00受信分まで有効)。

使用者の決定 6月30日(火)14:00～16:00、市役所8階正庁で公開抽選(結果は全員に通知)。当選した方は、8月17日(月)までに資格審査を行います。

☎桜木霊園管理事務所 ☎231-0110 ㊚231-0124

申込区分・条件・募集数

申込区分		募集数	申込資格
焼骨をお持ちの方*1	①1体分	120枠(120体)	申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方
	②2体分(焼骨2体分または焼骨1体分と申込者本人)	120枠(240体)	
	◎市営墓地返還	20体	現在、市営霊園(桜木霊園・平和公園)の普通墓地または芝生墓地の使用者であり、使用している墓地を返還すること
生前に申し込む方	③1体分	75歳以上*2	申込者本人が使用すること
		75歳未満*3	
	④2体分	120枠(240体)	申込者本人が使用し、申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方(申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可)

*1 祭祀を主宰する方が申し込みます。なお、分骨での申し込みはできません。焼骨との続柄が配偶者および2親等内の血族に存命者がいない場合は、ご相談ください。

*2 1946年(昭和21年)4月1日以前生まれ

*3 1946年(昭和21年)4月2日以降生まれ